

フィッシュミール工船において洋上で加工された魚粉、魚油及びフィッシュソリューブルの輸入の際の取扱いについて

昭和 40 年 3 月 25 日蔵関第 327 号
改正 昭和 61 年 6 月 6 月蔵関第 587 号
改正 昭和 62 年 12 月 25 日蔵関第 1306 号
改正 平成 10 年 3 月 31 日蔵関第 278 号
改正 平成 13 年 1 月 6 日財関第 4 号

今般、N株が契約に基づき、ソ連沿岸貿易事務所（DALINTORG）からカムチャツカ半島西海岸付近で引渡しを受けた鮮魚（明太魚）を、フィッシュミール工船「H 丸」にて魚粉、魚油及びフィッシュソリューブル（以下「魚粉等」という。）に加工のうえ本邦に輸入することについて別添のとおり願出があつたが、当該魚粉等を輸入する際の関税法（昭和 29 年法律第 61 号）並びに外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）上の取扱いは、下記によることとされたい。

記

1 為替の確認

(1) 輸入貿易管理令（昭和 24 年政令第 414 号）第 9 条((輸入割当て))に規定する輸入割当ては、輸入公表により、原料魚についてなされており、特別条件として魚粉等に加工のうえ通関すべき旨が付されている。

したがって、輸入承認証の品名等は、

関税率表の番号等 03.02

商品名 生鮮魚介類

となつているが、輸入承認証のアタッチドシートにより、魚粉等の別にそれぞれ承認数量（通関限度数量）が明記されているので、これにより確認すること。

(2) 輸入承認証の裏書は、送状欄はシッパーズインボイス（未到着の場合はプロフオマインボイス）の品名数量及び金額により、通関欄は通関時の品名、鑑定価額及び数量により行うこと。

(3) 経済産業省へは、原料魚のインボイスを送付すること。

2 輸入の手続

(1) 輸入申告の際、魚粉等製品のインボイスは提出されないので、関税法第 68 条第 1 項ただし書((仕入書の提出の特例))扱いとして差し支えない。

(2) 輸入者からは、輸出国の公的機関が証明する生鮮魚介類受渡書及び船団漁況日報を税関に提出させることとしているので、税関が必要とする他の書類と併せて所要の確認を行うこと。

(別添省略)